

各国の食品輸入規制状況について（２） ～タイ・ベトナム～

前回の「Global Report」では、日本からの主要な食品輸出先である中国とシンガポールの食品輸入規制状況についてお伝えしましたが、今回は、アセアン加盟国の中から、タイとベトナムをピックアップし、現地の食品輸入規制状況についてご紹介します。

欧米と比較し規制が少ないと言われるアセアン圏でも、一部の日本食材は輸入が禁止されていることから、日本からの輸出を検討する際には注意が必要です。ぜひ、本稿記載の情報を参考に、皆さまの海外販路開拓にお役立てください。

◆ タイ

外食・中食が一般的なタイの首都バンコクには、日系・非日系を問わず日本食レストランが多く存在しています。2020年時点のバンコクの日本食レストランの店舗数は2,105店舗で、新型コロナウイルス感染症の影響があったにも関わらず、前年と比べ100店舗以上増加しました。最近では大手回転寿司チェーンの出店が大きな話題になる等、現地での日本食に対する人気の高さが伺えます。

品目	日本からの輸入にかかる主な規制等
肉	<ul style="list-style-type: none"> 牛肉、豚肉：輸入可能。 鶏肉：鳥インフルエンザの影響により輸入禁止。
水産物	<ul style="list-style-type: none"> 輸入可能。
コメ	<ul style="list-style-type: none"> 精米：植物検疫証明書の添付を行うことで輸入可能。 玄米：植物防疫上の理由により輸入不可。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 輸入にかかる諸手続きは輸入者（タイ側）で行うことから、日本からの輸出に際しては、まず正当な許可を保有した現地の輸入業者を探すことが重要です。 日本酒を含む酒類の輸入に際しては、1銘柄につき1輸入業者のみが輸入登録を行うことができる制度となっています。

Topics!

■ 盛況なフードデリバリービジネス

新型コロナウイルス感染症の悪影響が取り沙汰される一方で、大きく躍進した業界がフードデリバリービジネスです。家で食事を作る習慣が一般的ではないバンコクでは、外出が制限されるようになったことで、フードデリバリー需要が大きく伸びました。2020年には、外資が優勢な同市場にタイ大手のサイアム商業銀行が参入する等、激しい競争が続いています。



商品の受取を待つフードデリバリーのドライバー

◆ ベトナム

首都である北部ハノイ市や経済の中心である南部のホーチミン市では、日系外食チェーンの進出（丸亀製麺、すき屋等）が相次いでおり、徐々に日本食の認知度は向上しています。また、ベトナムでは、元々、生の水産物を食べる文化はありませんが、大都市部では徐々に刺身や寿司の人気が高まっており、日本からマグロやカツオ等の水産物を多く輸入しています。

品目	日本からの輸入にかかる主な規制等
肉	・ 厚生労働省（日本）認定の食肉処理施設で加工された製品のみ輸入可能。
水産物	・ 輸入可能。
コメ	・ 2018年に玄米の輸入が解禁し、精米・玄米（食用）ともに輸入可能。
その他	・ 生鮮果実は、りんごと梨のみ輸入可能。 ・ その他の生鮮果実については植物検疫上の理由により、現在は輸入不可。

Topics!

■ 実はコーヒー大国のベトナム

コーヒーの産地というイメージがあまりないベトナムですが、2019年のコーヒー豆生産量はブラジルに次ぐ第2位と、実は世界有数のコーヒー生産国です。そのベトナムで多く生産されているコーヒー豆は、芳醇な香りと言パクトのある苦みが特徴の「ロブスタ種」。日本のカフェでは馴染みのないベトナムのコーヒー、是非現地でご賞味ください。



ハノイのスーパーにあるコーヒー豆コーナー

◆ 終わりに

食品輸出を成功させるためには、各国の規制に注意するのはもちろんのこと、輸出先の嗜好にあった商品の選定・開発を行うことが重要です。当行では、海外派遣行員とのオンライン面談等により、現地の市場動向や最新情報をタイムリーにお届けしております。海外派遣行員との面談をご希望の際は、お取引のある当行本支店までお気軽にお申し付けください。

出所：日本貿易振興機構、農林水産省等ホームページより七十七銀行が作成

【お問合せ先】

七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】

その他の記事はこちらからご覧ください。

https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。